特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)(第一条関係)特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

はその取下げ、出願公開の請求、第百二十一条第一項の審判のくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しく特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しの授権を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、の授権を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、の授権を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、の授権の範囲)(代理権の範囲)	日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	改正案
はその取下げ、第百二十一条第一項の審判の請求、特許権の放くは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しく特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しの授権を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別第九条 日本国内に住所又は居所 (法人にあつては、営業所)を(代理権の範囲)	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日	現

# 「 目祭 ( 一、人 … 、 長司 ) ( 複数当事者の相互代表 )

#### 要約書の補正)

又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上 第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出 規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二 の基礎とした出願の日のうち最先の日。 の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張 と認められた出願の日、 願とみなされた出願又は同条A 約をいう。以下同じ。) 第四条 約をいう。以下同じ。) 第四条 ⑷ Cの規定により最初の出工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条 及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された 十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで 願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約 (千九百年十二月 二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで ことができ 千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月 規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に 七条の三特許出願人は、 に限り、 ) から一年三月以内 願書に添付した要約書について補正をする 第四十一条第一項、第四十三条第一項 特許出願の日(第四十一条第一項 (出願公開の請求があつた後を (2) この規定により最初の出 の規定により最初の出願 第六十四条第一項にお

# (複数当事者の相互代表)

## (要約書の補正)

第十七条の三 特許出願人は、特許出願の日 (第四十一条第一 願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願約をいう。以下同じ。)第四条C(4)の規定により最初の出工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条 二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで 以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、 及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された 第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出 規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二 の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。 項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二 と認めら 十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで 願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約 (千九百年十二月 の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に 千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月 た要約書について補正をすることができる。 項において同じ。 れた出願の日、 ) から一年三月以内に限り、 第四十一条第一項、 第四十三条第 第六十四条第 当該優先権 願書に添付

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に 掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができ

- 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行 能となつた発明
- 2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に 特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした ることにより、 する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表す 発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定 適用については、 たものとみなす。 第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた 同条第一項各号の一に該当するに至らなかつ

- 2 条第一項及び第二項の規定の適用については、 から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至った日 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項 前項と同様とす
- 3 外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに その政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博 以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以 覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国 パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内で 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体(

(特許の要件)

ಠ್ಠ 掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができ 産業上利用することができる発明をした者は、次に

- 特許出願前に日本国内において公然知られた発明
- 特許出願前に日本国内において公然実施をされた発明
- Ξ に記載された発明 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物

略

2

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 発表し、 至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときは、その 発明は、 会において文書をもつて発表することにより、 項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、 又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集 同項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす 第二十九条第一

- 2 各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至 同様とする。 つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項 前項と
- 3 外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに 覧会に、 その政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博 以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以 パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内で 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体 ( 又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国

· 「項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする「項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日からが指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはそののいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその

出しなければならない。

並明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提
、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第一項
を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ

(特許出願の分割)

2~3 (略)

第四十四条

(略)

特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな条第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む出願について第三十条第四項、第四十一条第四項又は第四十三計出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特

(出願の変更)

願の日から三年を経過した後は、この限りでない。 許出願に変更することができる。 ただし、その実用新案登録出第四十六条 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特

た後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後(その意き旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過しことができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべ2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更する

様とする。 日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、第一項と同日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、第一項と同の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つたが指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2~3 (略)

(出願の変更)

許出願に変更することができる。第四十六条 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特

た後又はその意匠登録出願の日から七年を経過した後(その意き旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過しことができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべ2.意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更する

い。 があつた日から三十日以内の期間を除く。 ) は、この限りでながあつた日から三十日以内の期間を除く。 ) は、この限りでな匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達

3~4 (略)

項の規定による出願の変更の場合に準用する。
5 第四十四条第二項から第四項までの規定は、第一項又は第二

(出願審査の請求)

求をすることができる。 | 三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請第四十八条の三 | 特許出願があつたときは、何人も、その日から

~4 (略)

(出願公開)

する出願公開の請求があつたときも、同様とする。解について出願公開をしなければならない。次条第一項に規定たときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過し

2~3 (略)

出願公開の請求)

きる。 長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることがで第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁

その特許出願が出願公開されている場合

| これの | これ

があつた日から三十日以内の期間を除く。)は、この限りでな匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達

3~4 (略)

規定による出願の変更の場合に準用する。 5 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の

(出願審査の請求)

求をすることができる。 | 七年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請第四十八条の三 | 特許出願があつたときは、何人も、その日から

2~4 (略)

(出願公開)

願について出願公開をしなければならない。 たときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過し

2~3 (略)

二項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出され三 その特許出願が外国語書面出願であつて第三十六条の二第

ていないものである場合

2 出願公開の請求は、取り下げることができない。

ばならない。
次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなけれ第六十四条の三 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、

- 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

| 出願公開の請求に係る特許出願の表示

第六十五条 (略) (出願公開の効果等)

(略)

許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を有する者が場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条5 第百一条及び第百四条から第百五条の二まで並びに民法(明

(存続期間)

第六十七条 (略)

より延長することができる。

「加間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願にい期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願にが必要であるために、その特許発明の実施をすることができな相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることができない。
「は、年の時許の表別の実施について安全性のとり延長することができる。

( 出願公開の効果等)

2~4 (略)第六十五条 (略)

ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。 ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「特許権ノ設定 が損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「特許権ノ設定 定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実 定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実 が規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用 法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為 第百一条、第百四条及び第百五条並びに民法(明治二十九年

(存続期間)

第六十七条 (略)

2

より延長することができる。
上できなかつたときは、五年を限度として、延長登録の出願にが必要であるために、その特許発明の実施をすることが二年以材当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつ、特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の

第六十七条の三 3 2 3 2 第六十七条の二 (略) 第六十七条の二の二 6 4~5 (略) |らない。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければなり 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で 載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならなけることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記 各号に掲げる事項並びにその出願の番号及び年月日を特許公報特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項 了後は、することができない。 三 延長を求める期間 (五年以下の期間に限る。 特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。 の満了前六月の前日までに同条第二項の政令で定める処分を受 うとする者は、 る事項を特許公報に掲載しなければならない。 十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に に掲載しなければならない。 (存続期間の延長登録) | 〜 二 (略) 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、 (略) (略) 特許番号 第六十七条第二項の政令で定める処分 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所 項に規定する書面が提出されたときは、 第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間 (略) 特許権の存続期間の延長登録の出願をしよ 同項各号に掲げ 第六 3 第六十七条の三 6 2 第六十七条の二 (略) 4 5 了前六月以後は、 らない。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければな 三 延長を求める期間 (二年以上五年以下の期間に限る。 各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。 (存続期間の延長登録) 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第 | 〜 二 (略) 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で (略) (略) (略) (略) することができない。

項

| 〜 二 (略)

五四三 (略) (略)

ていないとき。 その出願が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たし

2 (略)

3 つたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。 前項の登録があつたときは、 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決があ 次に掲げる事項を特許公報に掲

<u>\</u> (略) 載しなければならない。

特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日

(略)

(略)

**刘**国四三 (略)

第七十一条 2 (略) (略)

3

の判定に準用する。この場合において、びに第百六十九条第三項、第四項及び第 及び第二項、第百三十七条第二項、第百三十八条、第百三十九 から第百五十四条まで、 及び第二項、 条第二項から第五項まで、 百四十四条の二第一項及び第三項から第五項まで、 条(第六号を除く。 び第二項、 第百三十一条第一項及び第二項本文、第百三十二条第一項及 第三項及び第四項、第百三十五条、第百三十六条第一項 第百三十三条、 第百五十条第 )、第百匹十条から第百匹十匹条まで、 第百五十五条第 第百三十三条の二、第百三十四条第 第四項及び第六項の規定は、 第百四十六条、 一項から第五項まで、 第百三十五条中「審決・六項の規定は、第一項 項 第百四十七条第 第百五十七条並 第百五十 第百四十五 3

とあるのは「決定」と、

第百四十五条第二項中「前項に規定

その特許発明の実施をすることができなかつた期間が二年

ਣ੍ਹੇ (略)

2

3 前項の査定があつたときは、 特許権の存続期間を延長した旨

4 の登録をする。 前項の登録があつたときは、 次に掲げる事項を特許公報に掲

(略)

載しなければならない。

五 四 三 (略)

(略)

第七十一条 (略) 、 略

める。 前項に規定するもののほか 判定に関する手続は、 政令で定

(略)

六五四 (略) (略)

項及び第二項」と、 百五十一条中「第百四十七条」とあるのは「第百四十七条第一 項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある ものとする。 で」とあるのは「 とき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、 する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、 判定の謄本が送達されるまで」と読み替える 第百五十五条第一項中「審決が確定するま 同条第五

4 決定に対しては、 前項において読み替えて準用する第百三十五条の規定による 不服を申し立てることができない。

第七十一条の二 ζ 囲について鑑定の嘱託があつたときは、 その鑑定をさせなければならない。 特許庁長官は、 裁判所から特許発明の技術的範 三名の審判官を指定し

2 第百三十八条の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。 第百三十六条第一項及び第二項、第百三十七条第二項並びに

# 具体的態様の明示義務)

第百四条の二 理由があるときは、 方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない て主張する物件又は方法の具体的態様を否認するときは、 特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したものとし 相手方において明らかにすることができない相当の 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において この限りでない。 相手

## (書類の提出等)

第百五条 算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。 ただし おいては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行 な理由があるときは、この限りでない。 為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計 その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当 裁判所は、 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟に

裁判所は、 前項ただし書に規定する正当な理由があるかどう

2

#### (書類の提出)

第百五条 ことについて正当な理由があるときは、この限りでない。 ができる。 為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずること おいては、当事者の申立により、 裁判所は、 ただし、 その書類の所持者においてその提出を拒む 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟に 当事者に対し、当該侵害の行

も、その提示された書類の開示を求めることができない。にその提示をさせることができる。この場合においては、何人かの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者

提示について準用する。おける当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的のおり、前二項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟に

# 損害計算のための鑑定)

て説明しなければならない。

事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項についの計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当下、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害第百五条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において

## (相当な損害額の認定)

べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。 て困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極め、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証第百五条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において

#### 特許料)

第一年から	各年の区分
毎年一万三千円に一	米
請求項につき千百円を	額

#### (特許料

第一年から / 毎	各年の区分
毎年一万三千円に一葉	金
請求項につき千四百円	額

第二十五年まで	第九年まで	第四年から	第三年まで
百円を加えた額毎年八万千二百円に一請求項につき六千四	円を加えた額毎年四万六百円に一請求項につき三千二百	を加えた額毎年二万三百円に一請求項につき千六百円	加えた額

第九年まで

円を加えた額毎年四万六百円に一請求項につき四千二百

第六年まで 第四年から

を加えた額

毎年二万三百円に

一請求項につき二千百円

第三年まで

を加えた額

2 5 (略)

# 特許料の減免又は猶予)

第百九条 ができる。 特許料を軽減し若しくは免除し、 第百七条第一項の規定による第 とが困難であると認めるときは、 として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付するこ 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者 年から第三年までの各年分の 又はその納付を猶予すること 政令で定めるところにより、

その特許発明の発明者又はその相続人

継した使用者等 いる場合において、 使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められて 明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発 その従業者等から特許を受ける権利を承

#### 審判書記官

第百十六条の二 判書記官を指定しなければならない。 特許庁長官は、 各特許異議申立事件について審

2 判書記官に準用する。 第百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、 前項の審

第二十五年まで 第十年から

百円を加えた額

毎年八万千二百円に一請求項につき八千四

#### 2 5 (略)

(特許料の減免又は猶予)

第百九条 より、 ら第三年までの各年分の特許料を納付すべき者がその特許発明 ることができる。 を納付する資力がないと認めるときは、 の発明者又はその相続人である場合において貧困により特許料 特許料を軽減し若しくは免除し、 特許庁長官は、第百七条第一項の規定による第一年か 政令で定めるところに 又はその納付を猶予す

(意見書の提出等)

第百二十条の四 (略)

2 (略)

3 許異議の申立てがされていない請求項についての訂正であつて 号の場合は」とあるのは、 第百六十五条の規定は、前項の場合に準用する。この場合にお と読み替えるものとする。 十八条、第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項並びに 第百二十六条第二項から第四項まで、第百二十七条、第百二 第百二十条の四第二項ただし書第一号又は第二号の場合は」 第百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第一 「特許異議の申立てにおいては、 3

(答弁書の提出等)

第百三十四条 (略) (略)

5 場合は」と読み替えるものとする。 おいて、 第百六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。この場合に 正であつて、 いては、 十八条、第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項並びに 二号の場合は」とあるのは、 第百二十六条第二項から第五項まで、第百二十七条、 同項の審判の請求がされていない請求項についての訂 第百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第 第百三十四条第二項ただし書第一号又は第二号の 「第百二十三条第一項の審判にお 第百二 5

審判書記官

第百四十四条の二 審判書記官の資格は、政令で定める。について審判書記官を指定しなければならない。 第百六十四条第三項の規定による報告があつたものに限る。 規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、 特許庁長官は、 各審判事件 (第百六十二条の

3 2 特許庁長官は、 第一項の規定により指定した審判書記官が審

(意見書の提出等)

第百二十条の四 (略)

2 (略)

第百六十五条の規定は、 十八条、第百三十一条、 第百二十六条第二項から第四項まで、第百二十七条、第百二 前項の場合に準用する。 第百三十二条第三項及び第四項並びに

第百三十四条 (答弁書の提出等) (略)

2 { 4 (略)

第百六十五条の規定は、 十八条、第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項並びに 第百二十六条第二項から第五項まで、第百二十七条、第百二 第二項の場合に準用する。

審判書記官を指定しなければならない。判に関与することに故障があるときは、その指定を解いて他の

- 。 る事務を行うほか、審判長の命を受けて、その他の事務を行う 4 審判書記官は、審判事件に関し、調書の作成及び送達に関す
- の審判に関与することができない。
  又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除斥又は忌避についてでの規定は、審判書記官に準用する。この場合において、除斥5 第百三十九条(第六号を除く。)及び第百四十条から前条ま

(調書)

ばならない。
「「審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなけれ」に審理の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成しなけれ」よる口頭審理による審判については、審判書記官は、期日ごと第百四十七条 第百四十五条第一項又は第二項ただし書の規定に

- 認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと2審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に関して審判長の
- 規定は、第一項の調書に準用する。 民事訴訟法第百六十条第二項及び第三項 (口頭弁論調書)の

(証拠調及び証拠保全)

第百五十条 (略)

2~3 (略)

5~6 (略)

第百五十九条 (略)

2 (略)

| 3 第五十一条及び第六十七条の三第二項の規定は、第百二十一 | 3

(調書)

な事項を記載した調書を作成しなければならない。
 員は、審判長の命を受けて、期日ごとに審理の要旨その他必要よる口頭審理による審判については、特許庁長官が指定する職第百四十七条 第百四十五条第一項又は第二項ただし書の規定に

規定は、前項の調書に準用する。
2 民事訴訟法第百六十条第二項及び第三項(口頭弁論調書)の

(証拠調及び証拠保全)

第百五十条 (略)

2~3 (略)

たときは、証拠保全に関与すべき審判官を指定する。特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立があつ

5~6 (略)

第百五十九条 (略)

2 (略)

第五十一条の規定は、第百二十一条第一項の審判の請求を理

条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

(訴訟との関係)

2 (略)第百六十八条 (略)

3

裁判所は、

特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起

あつたときも、また同様とする。 その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げが お権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとす 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その特での訴訟手続が完結したときも、また同様とする。 があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

(国内公表等)

の請求の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。国際公開」という。)がされているものについては、出願審査特許出願であつて条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際載公報の発行をしたものを除き、国内書面提出期間の経過後(定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項の規

2~7 (略

(国際公開及び国内公表の効果等)

当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告を特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が内公表があつた後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載しついては国際公開があつた後に、外国語特許出願については国第百八十四条の十(国際特許出願の出願人は、日本語特許出願に

由があるとする場合に準用する。

(訴訟との関係)

第百六十八条 (略)

2 (略)

(国内公表等)

2~7 (略)

(国際公開及び国内公表の効果等)

の発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にをしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてそた後)に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過しついては国際公開があつた後(優先日から一年六月を経過し第百八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願に

際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録 された国際特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設しない場合においても、日本語特許出願については国際公開が 定の登録前に、外国語特許出願については国内公表がされた国 業としてその発明を実施した者に対しては、 同様とする

2

(略)

第百八十四条の十二 (補正の特例) へ 略

2 (略)

3 期間内に出願人から出願審査の請求のあつた国際特許出願であ 正をすることができる。 あつた後を除く。 つて国際公開がされているものについては、 より翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、 優先日から一年三月以内(第百八十四条の四第一項の規定に 国際特許出願の出願人は、 )に限り、 第十七条の三の規定にかかわらず 願書に添付した要約書について補 出願審査の請求が 国内書面提出

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第百八十四条の十四 明であることを証明する書面を、 面及び第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書 ず、国内処理基準時の属する日後通商産業省令で定める期間内 三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けることができる発 に特許庁長官に提出することができる。 第三十条第一項又は第三項の規定の適用を 同条第四項の規定にかかわら

第百九十条 民事訴訟法第九十八条第二項、 第九十九条から第百

> 係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前(優先日か、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に 録前)に、 ら一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願に 払を請求することができる。当該警告をしない場合においても その実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支 許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に ついては、 業としてその発明を実施した者に対しては、 外国語特許出願については国内公表がされた国際特 優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登 同様とする。

(略)

(補正の特例

第百八十四条の十二 (略)

(略)

しり 優先日から一年三月以内に限り、 て補正をすることができる。 国際特許出願の出願人は、第十七条の三の規定にかかわらず 願書に添付した要約書につ

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第百八十四条の十四 又は第三項に規定する発明であることを証明する書面を、 産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる 第四項の規定にかかわらず、 を記載した書面及びその国際特許出願に係る発明が同条第一項 第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、その旨 国際特許出願に係る発明について第三十条 国内処理基準時の属する日後通商 同条

第百九十条 民事訴訟法第九十八条第二項、 第九十九条から第百

べき場合には、特許庁長官の指定する職員又は審判書記官」と判所書記官」とあるのは「場合及び審査に関する書類を送達すする。この場合において、同法第百七条第一項中「場合には、裁審判書記官」とあるのは「特許庁長官の指定する職員又は「裁判所書記官」とあるのは「特許庁長官の指定する職員又は「裁判所書記官」とあるのは「特許庁長官の指定する職員又は「表判所書記官」とあるのは「特許庁長官の指定する職員又は「表判所書記官」とあるのは「特許庁長官の指定の指定する職員又は前条の通商産業省令で定める書類の送達に準用第三号を除く。)及び第三項並びに第百九条(送達)の規定は三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項(第二号及び三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項(第二号及び三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項(第二号及び三条を

出願審査の請求の手数料の減免)

読み替えるものとする。

は免除することができる。

「の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又同人で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項目求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政 
「乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の第百九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に

- その発明の発明者又はその相続人

た使用者等 場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継し者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている おって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用 の発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明で

(偽証等の罪)

第百九十九条(略)

白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は特

(両罰規定)

特許庁長官の指定する職員」と読み替えるものとする。 「裁判所書記官」とあるのは「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、 「裁判所書記官」とあるのは「郵便又は執行官」とあるのは「郵する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第百条中する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第百条中する。この場合において、同法第九十八条第二項及び第百条中第三号を除く。)及び第三項並びに第百九条(送達)の規定は三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項(第二号及び三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項(第二号及び

出願審査の請求の手数料の減免)

減し、又は免除することができる。と認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽より納付すべき出願審査の請求の手数料を納付する資力がないの相続人である場合において、貧困により前条第二項の規定に審査の請求をする者がその特許出願に係る発明の発明者又はそ第百九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願

(偽証等の罪)

第百九十九条 (略)

又は免除することができる。
定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減軽し、2 前項の罪を犯した者が事件の特許異議の申立てについての決

両罰規定)

第二百一条 (略)

(略)

第百九十七条又は第百九十八条 億円以下の罰金刑

(過料)

第二百二条 誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳 百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第百七二百二条(第百五十一条(第七十一条第三項、第百十九条(第 述をしたときは、十万円以下の過料に処する。 において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣 十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)

> 第二百一条 (略)

第百九十七条又は第百九十八条 (略)

各本条の罰金刑

第二百二条 はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十 事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又 四項までにおいて準用する場合を含む。) において準用する民 おいて準用する場合を含む。)及び第百七十四条第二項から第 万円以下の過料に処する。 (過料) 第百五十一条 (第百十九条 (第百七十四条第一項に

実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)(第二条関係)

(特許法の準用)	(出願の変更) (出願の変更) (出願の変更)	2 (略)  (実用新案登録の要件)  (実用新案登録の要件)	改正案
(特許法の準用)	(出願の変更)	2 (略)  ( 実用新案登録出願前に日本国内において公然実施をされた考案 産業上利用することができる考案であつて物品の形状、第三条 産業上利用することができる考案であって物品の形状、第三条 産業上利用することができる考案であって物品の形状、第三条 産業上利用することができる考案であって物品の形状、第三条 産業上利用することができる考案であって物品の形状、第三条 産業上利用することができる考案であって物品の形式、	現

第一項第一号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権の通常実施権)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条実施権)、第八十一条、第八十二条(意匠権の存続期間満了後明の技術的範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人第七十一条の二まで(特許権の効力が及ばない範囲及び特許発第二十六条 特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条から

#### (特許法の準用)

に準用する。

実施権の侵害に準用する。額の認定及び信用回復の措置)の規定は、実用新案権又は専用明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害第三十条 特許法第百四条の二から第百六条まで(具体的態様の

#### ( 登録料)

額を納付しなければならない。とに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金とに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ご者は、登録料として、実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権

** **	AA AA	h
第八年まで	第三年まで	各年の区分
円を加えた額   毎年一万五千百円に一請求項につき千四百	加えた額の場が頂につき七百円を	金額

号及び第二項(登録の効果)の規定は、実用新案権に準用する権)、第九十七条第一項(放棄)並びに第九十八条第一項第一の特許権の消滅)、第七十二条(共有)、第七十六条(相続人がない場合範囲)、第七十三条(共有)、第七十六条(相続人がない場合第二十六条(特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的第二十六条(特許法第六十九条第一項及び第二項、第七十条)第

### (特許法の準用)

する。 復の措置)の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用第三十条 特許法第百五条(書類の提出)及び第百六条(信用回

#### (登録料)

額を納付しなければならない。とに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ご者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権

第二年から 毎年一万五千百円に一請求項につき九百円を第二年まで 加えた額 毎年七千六百円に一請求項につき九百円を
毎年七千六百円に一毎年一万五千百円に一
田を加えた額
百

2~5 (略)

2 5

(略)

# (登録料の減免又は猶予)

除し、又はその納付を猶予することができる。
きは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めると実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場第一年から第三年までの各年分の登録料を納付すべき者がその第三十二条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定による

#### (登録料の追納)

#### 2~3 (略)

- にさかのぼつて消滅したものとみなす。 の実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時年分の登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、そできる期間内に第三十一条第一項の規定による第四年以後の各4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することが
- 初めから存在しなかつたものとみなす。 第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、できる期間内に前条の規定により納付が猶予された登録料及び5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することが

## (特許法の準用)

の規定は、登録料について準用する。第三十六条 特許法第百十条(利害関係人による特許料の納付)

## (訴訟との関係)

#### (登録料の追納

その登録料を追納することができる。の期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内に猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、そ三十六条において準用する特許法第百九条の規定による納付の第三十三条 実用新案権者は、前条第二項に規定する期間又は第

#### 2~3 (略)

- のぼつて消滅したものとみなす。のぼつて消滅したものとみなす。の実用新案権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさか年分の登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、そできる期間内に第三十一条第一項の規定による第四年以後の各実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することが
- たものとみなす。 納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつ納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつ規定により納付が猶予された登録料及び第二項の割増登録料をできる期間内に第三十六条において準用する特許法第百九条の5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することが

### (特許法の準用)

いて準用する。 十条(利害関係人による特許料の納付)の規定は、登録料につ第三十六条 特許法第百九条(特許料の減免又は猶予)及び第百

#### 訴訟との関係

第六十一条 3 2 第四十条 第五十九条 (略) 2~8 (略) 第五十四条 4 2 提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとす することができる。 決が確定する前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除 ないと認めるときは、 納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料を納付する資力が 用新案権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するもの を軽減し、又は免除することができる。 の相続人である場合において、 新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はそ げがあつたときも、 とする。その審判の請求書の却下の決定、 る 実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用 (両罰規定) (手数料) (偽証等の罪) 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その実 裁判所は、実用新案権又は専用実施権の侵害に関する訴えの (略) その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。 第五十七条又は第五十八条 (略) (略) (略) また同様とする。 政令で定めるところにより、 貧困により第二項の規定により 三千万円以下の罰金刑 審決又は請求の取下 その手数料 第六十一条 2 第五十九条 (略) 2 { 8 第五十四条 第四十条 きは、その刑を減軽し、又は免除することができる の規定は、実用新案技術評価の請求の手数料に準用する。 (両罰規定) 前項の罪を犯した者が事件の審決が確定する前に自白したと (偽証等の罪) 手数料 特許法第百九十五条の二 (出願審査の請求の手数料の減免) へ 略 第五十七条又は第五十八条 (略) (略) (略) (略) 各本条の罰金刑

(過料)

裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けたする同法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条項において、第四十一条において、又は第四十五条第一項にお第六十二条(第二十六条において準用する特許法第七十一条第三

す る。

(過料)

裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けたする同法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条で準用する特許法第百七十四条第三項において、それぞれ準用第六十二条(第四十一条において、又は第四十五条第一項におい

- 22 -

意匠法 (昭和三十四年法律第百二十五号) (第三条関係)

=	
改正案	
ができる。に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けること第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次(意匠登録の要件)	ができる。
	行物に記載された意匠二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊一 (略)
2 (略) 三 (略) 三 (略)	2 (略) 三 (略)
U	「『『『『『『『『『『『『『『『』』』』。   『『『『『』』』。   第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第(意匠の新規性の喪失の例外)
意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用についてはるに至つた日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る・1000・1000・1000・1000・1000・1000・1000・10	たときは、その意匠は、同項第一号又は第二号に該当するに至該当するに至つた日から六月以内にその者が意匠登録出願をして、「ジャー・データー」
とみなす。 、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたもの	らなかつたものとみなす。
<ul><li>一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠も、その該当す</li><li>2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第</li></ul>	
、前項と司羕とする。 意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については るに至った日から六月以内にその者がした意匠登録出願に係る	たときも、前項と同様とする。「お当するに至った日から六月以内にその者が意匠登録出願をし
書面を意匠登録出願と司持こ寺許宁長宮こ是出し、かつ、第三3.前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した	うとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と司持こ3.意匠登録出願に係る意匠について前項の規定の適用を受けよ
の適用を受けることができる意匠であることを証明する第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項	頃に規定する意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の特許庁長官に提出し、かつ、その意匠登録出願に係る意匠が同
を意匠登録出願の日から十四日以内に特許庁長官に提出しなけ	

(特許法の準用)	準用する。 2 特許法第七十一条の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託にの審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。 類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があつたときは、三名 第二十五条の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに	に準用する。 3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定2 (略) 第二十五条 (略)	規定による出願の変更の場合に準用する。 5 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の2~4 (略) 第十三条 (略)	(意匠登録出願の分割) (意匠登録出願をする場合には、もとある。)の規定により提出しなければならないもとある場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願をする場合には、もとある。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出される場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出される場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出される場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出される場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出される。	しにこゝこヽ。
(特許法の準用)		める。 3 前項に規定するもののほか、判定に関する手続は、政令で定2 (略) 第二十五条 (略)	出願の変更の場合に準用する。 5 第十条の二第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による2~4 (略) 第十三条 (略)	2 (略) (意匠登録出願の分割)	

第四十一条 の明示義務、 害額の認定及び信用回復の措置)の規定は、 特許法第百四条の二から第百六条まで(具体的態様 書類の提出等、 損害計算のための鑑定、 意匠権又は専用実 相当な損

(偽証等の罪)

施権の侵害に準用する。

第七十二条 (略)

2 定若しくは審決が確定する前に自白したときは、 し、又は免除することができる。 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、 その刑を減軽 又は査

(両罰規定)

第七十四条 (略) (略)

第七十条又は第七十一条 三千万円以下の罰金刑

(過料)

第七十五条 り宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽 しくは第三項において、又は同条第四項において準用する同法条第三項において、第五十二条において、第五十八条第二項若 の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。 第百七十四条第三項において、それぞれ準用する同法第百五十 条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定によ 第二十五条第三項において準用する特許法第七十

回復の措置)の規定は、意匠権又は専用実施権の侵害に準用す

శ్ఠ

(偽証等の罪)

第七十二条 (略)

2 白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自

(両罰規定)

第七十四条 (略)

第七十条又は第七十一条 (略)

各本条の罰金刑

第七十五条 おいて準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓 (過料) した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述 三項において、又は同条第四項において準用する特許法第百七 十四条第三項において、それぞれ準用する同法第百五十一条に 第五十二条において、第五十八条第二項若しくは第

をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第四十一条 特許法第百五条 (書類の提出)及び第百六条 (信用

3 第一項に規定する新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されて準用する特許法第四十三条第一項及び第二項(第十三条おいて準用する特許法第四十三条第一項及び第二項(第十三条おいて準用する特許法第四十三条第二項又は書類であつて、新月項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願をする場合には、もとのは、当該新たな商標登録出願を可能といる。	目次 目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次   目	改正案
2 (略) 第十条 (略)	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日	現

(出願の変更)

第十一条 2 { 4 (略) (略)

5 よる商標登録出願の変更の場合に準用する。 前条第二項及び第三項の規定は、 第一項又は第二項の規定に

第十二条 (略)

3 2 の規定による出願の変更の場合に準用する。 第十条第二項及び第三項並びに前条第四項の規定は、 (略)

第一項

3

(出願公開)

第十二条の二 願公開をしなければならない。 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、 出

2 でない。 当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗 を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、 り行う。 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することによ ただし、 第三号及び第四号に掲げる事項については、 この限り

商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

商標登録出願の番号及び年月日

第二十七条第一項において同じ。 ては標準文字により現したもの。 第十八条第三項第三号及び 願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合にあつ

指定商品又は指定役務

前各号に掲げるもののほか、 必要な事項

設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三条の二 その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又 出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、十三条の二(商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該 商標登録出願をした後に当該

(出願の変更)

2 { 4 第十一条 (略)

5 録出願の変更の場合に準用する。 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による商標登

第十二条 略)

出願の変更の場合に準用する。 第十条第二項及び前条第四項の規定は、 (略) 第一項の規定による

(略)

払を請求することができる。、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し

- 4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されい。 い。 第一項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げな

求権は、初めから生じなかつたものとみなす。 標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書の場合を除き商審決が確定したとき、第四十三条の三第二項の取消決定が確定とと。 商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下され

を を を を を のとする。 を のとする。 を のとする。 を のは、「商標権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替え を がの使用の事実及びその使用をした者を知つたとき は、同条中「被害者又八其法定代理人ガ損害及ど加害者ヲ知リ は、同条中「被害者又八其法定代理人ガ損害及ど加害者ヲ知リ は、同条中「被害者又八其法定代理人ガ損害及ど加害者ヲ知リ は、同条中「被害者又八其法定代理人ガ損害及ど加害者ヲ知リ は、原条中「被害者又八其法定代理人ガ損害及ど加害者ヲ知リ は、原条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ど加害者ヲ知リ は、第一項の規定に を のものとする。 の規定は、第一項の規定に を のものとする。 の規定は、第一項の規定に のものとする。 のものとする。

(商標権の設定の登録)

第十八条 (略)

3 2 (略)

三願書に記載した商標

四~六 (略)

第十八条 (略) (商標権の設定の登録)

2 (略)

(略)

三 願書に記載した商標 (第五条第三項に規定する場合にあつ

(略)

第 2 第四十三条の五の二 第四十条 第三十九条 特許法第百三条 (過失の推定)及び第百四条の二か 2 3 第二十八条 2 4 5 2 6 準用する。 て審判書記官を指定しなければならない。 同じ。)の数を乗じて得た額を納付しなければならない。 第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。 件ごとに、六万六千円に区分(指定商品又は指定役務が属する の規定は、 計算のための鑑定、 ら第百六条まで (具体的態様の明示義務、 に準用する。 第三項から第五項までの規定は、 鑑定をさせなければならない て鑑定の嘱託があつたときは、 (特許法の準用 (登録料) 一十八条の一 特許法第七十一条の二第二項の規定は、 第五十六条第一項において準用する特許法第百四十四条の二 審判書記官) 特許法第七十 (略) (略) (略) 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一 商標権又は専用使用権の侵害に準用する。 (略) 特許庁長官は、 条第三項及び第四項の規定は、 特許庁長官は、 相当な損害額の認定及び信用回復の措置) 三名の審判官を指定して、その裁判所から商標権の効力につい 前項の審判書記官に準用する 各登録異議申立事件につい 書類の提出等、 前項の鑑定の嘱託に 第 項の判定 以下 損害 3 第四十条 第三十九条 特許法第百三条 (過失の推定)、第百五条 (書類の 第二十八条 2 6 4 5 める。 この条、 提出)及び第百六条 (信用回復の措置)の規定は、 第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下 件ごとに、六万六千円に区分(指定商品又は指定役務が属する 専用使用権の侵害に準用する。 (登録料) (特許法の準用 前項に規定するもののほか、 (略) )の数を乗じて得た額を納付しなければならない。 (略 (略) 第四十一条の二、第六十五条の七及び別表において同 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一 略 判定に関する手続は、 商標権又は 政令で定

2 (略)	2 (略)
	る。 十七条(第一号に係る部分を除く。)」と読み替えるものとす
	と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六
の登録番号の記載がないとき。」	護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないとき。
いとき。   口とき。   五 防護標章登録出願に係る商標登録	定商品又は指定役務の記載がないとき。 五 防
いとき。」とあるのは 「四 指定商品又は指定役務の記載がな、第五条の二第一項中「四 指定商品又は指定役務の記載がな	定商品又は指定役務の記載がないとき。」とあるのは「四 指
係る商標登録の登録番号	と、第五条の二第一項中「四(指)にめる商品及び役務の区分(四)の一次譲標章登録出願に係る商標登録の登録番号)
「「「「「「」」」」」」   「「」」   「」 「」」   「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「) 「」 「」 「」 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「 ) 「) 「)	のはのは、「一直では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
「三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定め標章登録出願に準用する。この場合において、第五条第一項中げ系の二が収算「系書で並では第一三条第一項の共気に「附記	びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分」とある場合において、第五条第一項中「三 指定商品又は指定役務並に第十三条の二の規定は、防護標章登録出願に準用する。このが第6000000000000000000000000000000000000
「九条のこから第十条まで位がに第十三条第一頁の規定は、坊隻第六十八条(第五条、第五条の二、第六条第一項及び第二項、第一(商標に関する規定の準用)	九条のこから第十条まで、第十二条の二、第十三条第一頁位が第六十八条 第五条、第五条の二、第六条第一項及び第二項、第(商標に関する規定の準用)
よる出願の変更の場合に準用する。 3 第十条第二項及び第十一条第四項の規定は、第一項の規定に2(略) (略) (出願の変更)	一項の規定による出願の変更の場合に準用する。3 第十条第二項及び第三項並びに第十一条第四項の規定は、第2 (略)    (略)  (出願の変更)
	°

~ 5 (略)

2 商標登録出額をした第六十八条の二 (略)(手続の補正)

とができる。と同時に、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすること同時に、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をするこ条第一項又は第四十一条の二第一項の規定による登録料の納付2(商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第四十)

五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第三項においてそれぞれ準用する同法第百三十二条第一項、第本第三項においてそれぞれ準用する場合を含む。)、第二十条第四項、第三十三条第一項においての第十三条の二第四項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第四項、第三十三条第一項においての第十三条の二第四項(第六十八条第一項において、指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標第六十九条、指定商品又は指定役務が二以上の商標を録又は商標第六十九条、指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則)

第七十条 第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一(登録商標に類似する商標等についての特則)

ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

第二項第四号の規定の適用については、指定商品又は指定役務

料」と読み替えるものとする。 料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録 は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登 は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登 は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登 は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登 は審決のだ事で、第三十五条及び第六十九条の規定は、防 第三十三条の三まで、第三十五条及び第六十九条の規定は、防

4~5 (略)

第六十八条の二 (略) (手続の補正)

は第六十九条 は第六十九条 指定商品又は指定役務ごとに商標登 の規定の適用については、指定商品又は第七十五条第二項第一号 において準用する同法第百三十二条第一項において若しく は第六十一条において準用する同法第百七十四条第三項におい でそれぞれ準用する同法第百二十二条第一項において若しく は第六十一条において準用する同法第百七十四条第三項におい でそれぞれ準用する同法第百七十四条第三項におい でそれぞれ準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条 において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条 の規定の適用については、指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標 録がされ、又は商標権があるものとみなす。

(登録商標に類似する商標等についての特則)

第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一

第七十条

第 2 第七十五条 第七十一条 2 2 3 2 3 비치되미 八十一条 <u>-</u> 分 四 条第二項、第三十一条の二第一項、第三十四条第一項、 と認められるものを含むものとする。 録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標である 商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登 八条第三項、第五十条、第五十二条の二第一項、 (商標公報) (偽証等の罪) (商標原簿への登録) 号、第六十四条、第七十三条又は第七十四条における「登録 願若しくは防護標章登録出願の放棄、 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、 録を受けようとする標章についてした補正 役務又は商標登録を受けようとする商標若しくは防護標章登 (略) 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継 回復又は処分の制限 商標権の設定、 (略) (略) 略 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 存続期間の更新、 分割、 取下げ若しくは却下 移転、 第五十九条第 変更、 又は登 第三十 消滅 2 第八十一条 第七十五条 第七十一条 2 2 3 2 3 四三二 条第二項、第三十一条の二第一項、第三十四条第一項、 と認められるものを含むものとする。 録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標である 商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登 八条第二項、第五十条、第五十二条の二第一項、第五十九条第 (偽証等の罪) (商標公報) <u>了</u> 四 (商標原簿への登録) 号、第六十四条、第七十三条又は第七十四条における「登録 又は処分の制限 前項の罪を犯した者が事件の登録異議の申立てについての決 (略) 商標権の設定、 (略) (略) 8 略 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 存続期間の更新 分割、 移転、 変更、 第三十 消滅

白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。録異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自

(両罰規定)

第八十二条 (略)

二 第七十九条又は第八十条 一億円以下の罰金刑

(近米)

第八十三条 を含む。)において準用する意匠法第五十八条第二項において、第六十二条第一項(第六十八条第五項において準用する場合 を含む。) において準用する同法第百七十四条第三項においておいて、第六十一条 (第六十八条第五項において準用する場合 場合を含む。)において準用する同法第五十八条第三項におい 、又は第六十二条第二項(第六十八条第五項において準用する 条第四項において準用する場合を含む。) 若しくは第五十六条 万円以下の過料に処する。 はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十 事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又 て、それぞれ準用する特許法第百五十一条において準用する民 する場合を含む。 おいて、 一項(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)に 第四十三条の八(第六十条の二第一項及び第六十八 第二十八条第三項 (第六十八条第三項において準用 )において準用する特許法第七十一条第三項

門則

(両罰規定)

億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して一その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

又は免除することができる。定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減軽し、

(両罰規定)

第八十二条 (略)

(略)

一 第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

(過料)

十万円以下の過料に処する。

所則

(両罰規定)

をしなければならない。て拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願につい(商標登録の査定)	日次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 商標登録及び商標登録出願(第三条 第十三条の二) 第二章 商標権 第二節 商標権(第十八条 第二十九条) 第二節 商標権(第十八条 第三十五条) 第二節 を録料(第四十条 第四十三条) 第二節 を録料(第四十条 第四十三条) 第二節 国際登録出願(第三十六条 第三十九条) 第二節 国際登録出願(第五十七条の二) 第二節 国際登録出願(第六十八条の二 第六十八条の二) 第二節 国際登録出願(第六十八条の二) 第二節 国際登録出願(第六十八条の二) 第二節 国際登録出願(第六十八条の二) 第二節 国際登録出願(第六十八条の二) 第二節 国際登録出願(第六十八条の二) 第二章 審判(第四十四条 第五十六条の二) 第二章 審判(第一十八条の三十二) 第二章 審判(第一十八条の三十一) 第二節 国際登録出願(第六十八条の二) 第二節 国際登録出願(第六十八条の二) 第二節 国際登録出願(第六十八条の二) 第八十八条の三十二) 第八章 雑則(第六十八条の四十 第七十七条の二) 第九章 罰則(第七十八条 第八十五条)	改正案
。 ないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない第十六条 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見し(商標登録の査定)	日次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 商標登録及び商標登録出願(第三条 第十三条の二) 第三章 審査(第十四条 第十七条の二) 第二節 権利侵害(第三十六条 第三十九条) 第二節 登録料(第四十条 第四十三条) 第二節 登録料(第四十条 第五十六条の二) 第九章 審判(第四十四条 第五十六条の二) 第九章 商標権(第六十八条の二) 第九章 商標(第六十八条の二) 第九章 商標(第六十八条の二) 第九章 配則(第六十八条の二) 第九章 罰則(第七十八条 第八十五条) 別則	現行

# 第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例

## 第一節 国際登録出願

## 国際登録出願)

第六十八条の二 が共同して国際 通商産業省ので定める要件に該当するときには、 出願」という。)をしなければならない。この場合において、 礎とした議定書第二 ② 条に規定する出願(以下「国際登録 録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマ を受けようとする者は、 ドリッドで採択された議定書 八にあつては、 に規定する国際登録 (以下「国際登録」という。 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法 営業所)を有する外国人であつて標章の国際登 特許庁長官に次の各号のいずれかを基 (以下「議定書」という。 二人以上 第

- いう。) 二 自己の商標登録又は防護標章登録(以下「商標登録等」と
- | 国際登録出願に係る商標の保護を求める議定書の締約国の3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

国 名

はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又に第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分二 国際登録出願に係る商標の保護を求める商品又は役務並び

護標章の写しを願書に添付しなければならない。録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防

書面を議定書第二条 (1) に規第六十八条の三 特許庁長官は、 事務局」という。)に送付しなければならない。 に規定する国際事務局 国際登録出願の願書及び必要な (以下「 国際

2 ければならない。 ときは、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しな 礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致する 特許庁長官は前項の場合において、 願書の記載事項とその基

3 国際登録出願の願書の写しを当該国際登録出願の出願人に対し て送付する。 項の場合において、 特許庁長官は国際事務局に送付した

事後指定)

第六十八条の四 定」という。 域指定」という。 ころにより、議定書第三条の三に規定する領域指定(以下「領 を特許庁長官にすることができる。 国際登録の名義人は、 )であつて国際登録後のもの(以下「 通商産業省令で定めると

国際登録の存続期間の更新の申請)

第六十八条の五 間の更新(以下「国際登録の存続期間の更新」という。 請を特許庁長官にすることができる。 ころにより、 議定書第七条 |定書第七条 (1) に規同際登録の名義人は、 に規定する国際登録の存続期 通商産業省令で定めると ) の 申

(国際登録の名義人の変更の記録の請求)

第六十八条の六 の名義人の変更 省令で定めるところにより、 の記録の請求を特許庁長官にすることができる。 国際登録の名義人又はその譲受人は、 (以下「国際登録の名義人の変更」という。 議定書第九条に規定する国際登録 通商産業

2 しくは役務ごと又は国際登録が効力を有する締約国ごとにする ことができる。 前項に規定する請求は、 国際登録において指定された商品若

# 商標登録出願に関する規定の準用)

第六十八条の七 の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用 七条第三項(第三号に係る部分に限る。)及び同法第十八条第 項の規定は、 国際登録出願、 第七十七条第二項において準用する特許法第十 事後指定、 国際登録の存続期間

### 通商産業省令への委任)

第六十八条の八 産業省令で定める。 議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、 請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議定書及び 国際登録出願、 第六十八条の二 事後指定、 国際登録の存続期間の更新の申から前条までに定めるもののほ 通商

#### 一節 国際商標登録出願に係る特例

### 領域指定による商標登録出願)

第六十八条の九 日」という。)にされた商標登録出願とみなす。 定が議定書第二条 (1) に規定する国際事務局の登録簿 (以下、議定書第三条の三 (2) の規定により国際登録に係る事後指 の上欄に掲げる事項は、 国際登録簿」という。) に記録された日 (以下「事後指定の 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表 にされた商標登録出願とみなす。ただし、 に規定する国際登録の日 (以下「国際登録の日」という。 日本国を指定する領域指定は、 第五条第一項の規定により提出した願 事後指定の場合は 議定書第三条

2

国際登録の名義人の氏名又は 商標登録出願人の氏名又は名 称及び住所又は居所

名称及びその住所

書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

2 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定は、	(国際商標登録出願の出願時の特例)  「国際商標登録出願の出願時の特例)  「国際商標登録出願の出願時の特例)  「国際商標登録出願の出願時の特例)  「国際商標登録出願の出願時の特例)	は役務の類商品又は役務及び当該商品又国際登録において指定された	国際登録の対象である商標
及び第四項の規定は、前項の国際	す。	商品及び役務の区分第六条第二項の政令で定める指定商品又は指定役務並びに	標の標登録を受けようとする商

第六十八条の十二

国際商標登録出願については、

第十条の規定

(出願の分割の特例)

第六十八条の十一

国際商標登録出願についての第九条第二項の

同項中「商標登録出願と同時」とある

, 出願時の特例)

商標登録出願に準用する。

規定の適用については、

のは、

「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

#### は、適用しない。

#### (出願の変更の特例)

第六十五条の規定は、適用しない。第六十八条の十三(国際商標登録出願については、第十一条及び

# (出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

)」とする。

の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日の日の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の第六十八条の十四 国際商標登録出願についての第十二条の二第

# パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

四項までの規定は、適用しない。
「項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第第六十八条の十五」国際商標登録出願については、第十三条第一

# 商標登録出願により生じた権利の特例)

官」とあるのは、「国際事務局」とする。ては、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用につい第六十八条の十六(国際商標登録出願についての第十三条第二項

ない。

する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用し
2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用

第六十八条の十七 それぞれの商標登録出願になつたものとみなす。 れたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についての いて指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転さ (国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い) 国際登録の名義人の変更により国際登録にお

# 補正後の商標についての新出願の特例)

2 第六十八条の十八 て準用する場合を含む。 三の規定は、 項又は第五十五条の二第三項( 適用しない。 国際商標登録出願については、 において準用する意匠法第十七条の (第六十条の二第二項におい 第十七条の二

## (商標権の設定の登録の特例)

準用する意匠法第十七条の四の規定は、

国際商標登録出願については、

第十七条の二第二項におい

て

適用しない。

第六十八条の十九 以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、 る登録料又は第四十一条の二第 べき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日 の規定の適用については、 商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする 国際商標登録出願についての第十八条第二項 同項中「 項の規定により商標登録をす 第四十条第一項の規定によ

2 番号及び設定の登録の年月日」とする。 国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」と、 あるのは「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る ついては、 登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは「 国際商標登録出願についての第十八条第三項の規定の適用に 同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」と 同項第五号中 国際登録の

### 国際登録の消滅による効果)

第六十八条の二十 録が全部又は一部について消滅したときは、 国際商標登録出願は、 その基礎とした国際登 その消滅した範囲

| たものとみなす。 | で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられ

- 3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日 フは指定役務の全部又は一部について消滅した範囲で指定商品 は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品 は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品 の規定により設定の登録を受けた商標権(以下「国際登録に基 から生ずる。
- 国際登録に基づく商標権の存続期間)

もつて終了する。 期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をの国際登録の日(その商標権の設定の登録前に国際登録の存続第六十八条の二十一 国際登録に基づく商標権の存続期間は、そ

- の更新により更新することができる。 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間
- する。 基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されるものと 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に
- 滅したものとみなす。 に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのぼつて消4 国際登録の存続期間の更新がなかつたときは、その国際登録

### 存続期間の更新登録の特例)

規定は、適用しない。

九条から第二十二条まで並びに第二十三条第一項及び第二項の第六十八条の二十二 国際登録に基づく商標権については、第十

登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の存登録の存続期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは「国際国際登録に基づく商標権についての第二十三条第三項の規定

2

### 続期間の更新の日」とする。

#### (商標権の分割の特例)

十四条の規定は、適用しない。 第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権については、第二

# (団体商標に係る商標権の移転の特例)

ることができない。 、第七条第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転す第六十八条の二十四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は

は、適用しない。 | 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の三の規定

#### (商標権の放棄の特例)

| 用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。| 2 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において準

### 商標権の登録の効果の特例)

い。
る消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じな第六十八条の二十六 国際登録に基づく商標権の移転、放棄によ

### 商標原簿への登録の特例)

分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とす設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の第六十八条の二十七」国際登録に基づく商標権についての第七十

శ్

| 消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。 | 2 | 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は

#### (手続の補正の特例)

第六十八条の二十八 規定により、 補正をすることができる。 若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標について て準用する場合を含む。 五条の三(第五十五条の二第 する場合を含む。 | (第五十五条の二第| 指定された期間内に限り願書に記載した指定商品 において準用する場合を含む。 国際商標登録出願については、 項(第六十条の二第二項において準用 )において準用する場合を含む。 項(第六十条の二第二項におい 第十五条の 又は第十 ) の

適用しない。 2 国際商標登録出願については、第六十八条の四十の規定は、

例)(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の特)

一条第一項第一号、第六十八条の二十七第二項」とする。 第六十八条の二十七第一項において読み替えて適用する第七十 第二項若しくは第九十八条の二十五第一項若しくは第六十八条の二十五第一項第一号」とあるのは「 三条第一項、第六十八条の二十五第一項若しくは第六十八条の 二十六第一項」と、「第七十一条第一項若しくは第六十八条の 二十六第一項」と、「第七十一条第一項若しくは第六十八条の 三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条 第二十二条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条 第六十八条の二十九 国際登録に基づく商標権についての第六十

# 国際登録に基づく商標権の個別手数料)

一件ごとに、四千八百円に一の区分につき八万千円を加えた額数料(以下この条において「個別手数料」という。)として、ようとする者は、議定書第八条 (7) (a) に規定する個別の手第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受け

ない。
に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければなら

- | 「「「「「「「「「」」」」」」」 | 「「」」」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 |
- 号に掲げる部分に限る。)の規定は、適用しない。 第四十条から第四十三条まで及び第七十六条第二項(別表第一3 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、

### 通商産業省令への委任)

事項の細目は、通商産業省令で定める。 のほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な第六十八条の三十一 第六十八条の九から前条までに定めるもの

### (三節) 商標登録出願等の特例

- 指定の日)にされたものとみなす。

  録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後当するときは、同項の国際登録の国際登録の日(同項の国際登2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該
- ら三月以内にされたものであること。 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日か
- あつた商標と同一であること。 | 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象で
- 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の

国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含ま れていること。

- 3 第四条の規定による優先権が認められていたときは、 定による商標登録出願に当該優先権が認められる。 項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約 同項の規
- 4 5 十三条の二第二項の規定による優先権が認められていたときも 三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四 前項と同様とする。 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の 項の規定による商標登録出願についての第十条第一項の
- のは、 際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれて 規定の適用については、 いるものに限る。 「商標登録出願の一 )」とする。 同項中「商標登録出願の 部 (第六十八条の三十二第一項の国 一部」とある

第六十八条の三十三議定書第十五条の 定に基づく国際出願をする資格を有する者でなくなつたとき 日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第二条 て指定されていた商品又は役務について商標登録出願をするこ とができる。 、上へ条の三十三議定書第十五条の (5) 議定書の廃棄後の商標登録出願の特例) 当該国際登録の名義人であつた者は、 正書第二条 (1)の (b) 規定により、 当該国際登録におい の規

2 中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるの 日から二年以内」と読み替えるものとする。 標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商 議定書第十五条 の規定による廃棄の効力が生じた

第六十八条の三十四(拒絶理由の特例) の規定による商標登録出願についての第十五条の規定の適用に六十八条の三十四(第六十八条の三十二第一項又は前条第一項 ついては、 同条中「次の各号の 一に該当するとき」とあるのは

する要件を満たしていないとき」とする。十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号(第六十八条の三十三第願が第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第一、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第一

一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。に係る商標権の再出願」という。)については、第十五条(第十八条の三十七及び第六十八条の三十九において「旧国際登録三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願(第六2 国際登録に係る商標権であつたものについての第六十八条の

### 商標権の設定の登録の特例)

の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。
録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、第十八条第二項がされているときは、直近の更新の日)から十年以内に商標登願に係る国際登録の国際登録の日(国際登録の存続期間の更新願に係る国際登録の国際登録の日(国際登録の存続期間の更新第六十八条の三十五第一項又は第六十八条

#### 存続期間の特例)

て終了する。
の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつの更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつ出願に係る国際登録の国際登録の日(当該国際登録の存続期間は、当該第六十八条の三十六 前条に規定する商標権の存続期間は、当該

項の規定は、適用しない。2 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一

### (登録異議の申立ての特例)

条中「、商標登録」とあるのは、「、商標登録(旧国際登録に標登録についての第四十三条の二の規定の適用については、同第六十八条の三十七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商

係る商標権の再出願に係る商標登録にあつては、 録に係る商標登録について登録異議の申立てがされることなく この条に規定する期間を経過したものを除く。 )」とする。 もとの国際登

### 商標登録の無効の審判の特例)

第六十八条の三十八 規定に違反してされたとき」とする。 の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。 とき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十 いての第四十六条第一項の審判については、 の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録につ 三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号(第六十八条 に該当するとき」とあるのは、 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条 「次の各号の一に該当する 同項中「次の各号 <u></u>の

第六十八条の三十九 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商 標登録についての第四十七条の規定の適用については、 より第四十六条第一項の審判の請求ができなくなつているとき いては、 つても、 できない。 請求することができない。 同様とする。 もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定に 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録につ 商標権の設定の登録の日から五年を経過する前であ ᆫ とする。 」とあるのは、 「請求することが 同条中

第六十八条の四十 (手続の補正) (略)

2 (略)

第七十六条 (手数料) (略)

する者 第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願 (略)

を

第六十八条の二 2 (手続の補正 (略) 略)

第七十六条 (手数料) (略)

2 七 六 五 四 三 8 (略) (略)

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(第六条関係)

改 正 案	現
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
	2 (略)
3 この法律において「審判長」、「審判官」、「審査官」又は	の法律において「審判長」、「
は「霧光によう」とは、それぞれ特許法(実用新案法、意匠法又	(実用新案法、意匠
	て隼用する場合を含む。) 又は商票去こ規定する審判長、審判――――――――――――――――――――――――――――――――――
判長、審判官、審査官又は審判書記官をいう。	官又は審査官をいう。
青彩业	、電子青服儿里伹哉こよる寺定儿分等)
第四条 特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は審判書記官は	第四条の特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は特許等関係法員のです。
、特許等関係法令の規定による処分若しくは判定又は判定若し	2長官が指定する職員は、特許等関係法
- こ別する己录であって牧今で官かるらの「从下「寺官几分等! くは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判	
という。)については、政令で定めるところにより、電子情報「「「」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、	
ことができる。	ことができる。
2~3 (略)	2~3 (略)
(電子情報処理組織による特定通知等)	(電子情報処理組織による特定通知等)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関	2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関
は骨牙にでは、一つのでは、一つのでは、一つのです。   する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務	は骨肝に受信が消息し の残割が収り扱うさい 1000 である事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務
- 「·う。   は特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が取り扱うものと	は特許庁長官が指定する職員が取り扱うものとする。
する。	
3~4 (略)	3~4 (略)
「「特別角」に関している場合に関うしましましましました。 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員又は審判書記官	
たときは、特許法第百九十条(実用新案法第五十五条第二項、人物、大学の対象に関する事務を電子情報処理組織を使用して行う	法第百九十条(実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八

年法律第百九号) 第百九条の規定による送達に関する事項を記準用する場合を含む。) において準用する民事訴訟法 (平成八 組織を使用してファイルに記録しなければならない。 載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理 意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項において

(ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求)

(略) (略)

2 { 3 分に記録されている事項であって政令で定めるもの 録しておくことができる物を含む。)をもって調製された部 簿又は商標法第七十一条第一項 (同法第六十八条の二十七に 条第一項の実用新案原簿、 磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記 おいて読み替えて適用する場合を含む。 特許法第二十七条第一項の特許原簿、 (略) 意匠法第六十一条第一項の意匠原 ) の商標原簿のうち 実用新案法第四十九

> 成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して 含む。) において準用する民事訴訟法 (平成八年法律第百九号 ファイルに記録しなければならない。 条第五項又は商標法第七十七条第五項において準用する場合を )第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作

(ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求)

(略)

(略)

れている事項であって政令で定めるもの (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく簿又は商標法第七十一条第一項の商標原簿のうち磁気テープ 条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項の意匠原 ことができる物を含む。) をもって調製された部分に記録さ 特許法第二十七条第一項の特許原簿、 実用新案法第四十九

2 { 3 略

特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)(附則第七条関係)

2						华	
2~3 (略)	第二十五年まで	第七年から	第四年から	第三年まで	各年の区分	を はい同表の下欄に想 が滅し、又は第六十七 が滅し、又は第六十七 料として、出願公告の 料として、出願公告の は、特許料)	改
	毎年一発明につき三万三千六百円	毎年一発明につき一万六千八百円	毎年一発明につき八千四百円	)につき五千六百円一発明をいう。以下この表において同じ。毎年一発明(特許請求の範囲に記載された	金額	い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。の各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するして、出願公告の日から第七十四条の規定により特許権が条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許許料)	5
2~3 (略)	第二十五年まで	第七年から	第四年から	第三年まで	各年の区分	(特許料) (特許料) (特許料)	1
	毎年一発明につき四万四千八百円	毎年一発明につき二万二千四百円	毎年一発明につき一万千二百円	)につき七千四百円一発明をいう。以下この表において同じ。毎年一発明(特許請求の範囲に記載された	金額	欄に掲げる金額を納付しなければならない。いて、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分六十七条第三項に規定する存続期間が満了する公告の日から第七十四条の規定により特許権がの設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許の	現

特許法等の一部を改正する法律 (昭和六十二年法律第二十七号) (附則第九条関係)

るのは「七万七千」 第六号中「八万四千 での特許法第百九十 での法律の施行並	第十年から	第九年まで	第四年から	第三年まで	各年の区分	3 この法律の施行前にしなる 2 (略) 2 (略) 第三条 (略) 第三条 (略)	
るのは「七万七千三百円に一発明(特許請求の範囲に記載され第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千七百円」とあての特許法第百九十五条第二項の規定の適用については、別表この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付につい	六百円を加えた額 毎年五万四千円に一発明し	八百円を加えた額毎年二万七千円に一発明に	四百円を加えた額毎年一万三千五百円に一発	加えた額表において同じ。)につき五千六百円を悪に記載された一発明をいう。以下この毎年八千五百円に一発明(特許請求の範	金	に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。ての特許法第百七条第一項の規定の適用については、同項この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付に(略) (略) (第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置) (第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置) 附 則	改正案
の範囲に記載され二千七百円」とあいれては、別表図料の納付については、別表	発明につき三万三千	発明につき一万六千	発明につき八千	につき五千六百円を明をいう。以下この発明(特許請求の範	額	 	
るのは「七万五千日大の新特許法第百4年の一十五万十十五万十十五万十十五万十十五万十十十五十十十十十十十十十十十十十十十	第十年から	第七年から	第四年から	第三年まで	各年の区分	3 この法律の施行的 (第二条の規定により (第二条の規定により )	
円に一発明(特許請求の範囲に記載された一六千二百円に一請求項につき千八百円」とあ九十五条第二項の規定の適用については、別前にした特許出願に係る手数料の納付につい	四千八百円を加えた額毎年四万四千八百円に一	二千四百円を加えた額毎年二万二千四百円に	二百円を加えた額の年一万千二百円に一	た額おいて同じ。)につき七千四百円を加えおいて同じ。)につき七千四百円を加え記載された一発明をいう。以下この表に毎年七千円に一発明(特許請求の範囲に	金	金額は、次の表に掲げる金額とする。条第一項の規定の適用については、同前にした特許出願に係る特許料の納ない。	現行
(特許請求の範囲に記載された一に一請求項につき千八百円」とあ二項の規定の適用については、別二明の規定の適用については、別許出願に係る手数料の納付につい	発明につき四万	・ 発明につき二万	発明につき一万千	につき七千四百円を加え、明をいう。以下この表に発明(特許請求の範囲に	額	金額とする。でいては、同項の表別を過措置)	

百円」とする。
百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五と、同表第十三号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五た一発明をいう。以下この表において同じ。)につき九千円」

第五条 (略)

録料の金額は、次の表に掲げる金額とする。 三十一条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる登 村についての特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 付についての特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 2 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る登録料の納

から第十(毎年三万七千円)	年まで第七年から第十
から第六 毎年一万八千五百円	年まで第四年から第六
から第三 毎年九千三百円	年まで第一年から第三
<u>公分</u> 金 額	各年の区分

円」とする。円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一請求項につき四千四百と、同表第十号中「三万九千六百円に一請求項につき四千四百発明をいう。以下この表において同じ。)につき一万二千円」

156~ 、67(第四条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

各年の区分	金	額
年まで年まら第三	毎年九千五百円	
第四年から第六	毎年一万八千九百円	
年まで年から第十	毎年三万七千八百円	
,		

実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号) (附則第十一条関係)

2~3 (略)	第七年から	第四年から	第一年から	各年の区分	   分に従いの各   分に従いの各   の名録料)	
盟)	二百円を加えた額毎年三万三千八百円に一請求項につき三千	百円を加えた額毎年一万六千九百円に一請求項につき千六	加えた額毎年八千五百円に一請求項につき八百円を	金額	分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区者は、登録料として、第十五条第一項に規定する存続期間の満三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権(登録料)	改 正 案
2	第 第	第 第	第 第	夂		
2~3 (略)	第七年から	第四年から	第三年まで	各年の区分	を がは、 での を がに従い 同表の下に での を につ の の につ の の に に に に に に に に に に に に に	
	円を加えた額毎年三万三千八百円に一請求項につき四千	円を加えた額毎年一万六千九百円に一請求項につき二千	えた額 毎年八千五百円に一請求項につき千円を加	金額	分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区者は、登録料として、第十五条第一項に規定する存続期間の満三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権(登録料)	現 行

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(附則第十三条関係)

0-1-11/17 17 17 17 100	納付しないときは、相当の期間を指定して、当該手続の補正を	ついて第四十条第一項第一号の規定により納付すべき手数料を、デージのデー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	)が司項の規定による方式に違反しているとき又はその手――――――――――――――――――――――――――――――――――――	2    持許庁長官は、持定手続(前項の政令で定める手続を除く。	さばられ、対象なければならなり		並水	行った者は、	第七条  特定手続(政令で定める手続を除く。) を書面の提出に  (書面の提出に  600円  600円  600円  600円  600円  600円  600円  600円  600円  600円	へ書句の是出こよる手売等と	しなければならない。		の提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された	3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続が磁気ディスク	に準用する。	2 第三条第三項の規定は、前項の規定により行われた特定手続	実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。) の提出	より、磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確	は、電子情報処理組織の使用に代えて、政令で定めるところに	できない場合において、特許庁長官が必要があると認めるとき	通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことが	第六条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気	(電子情報処理組織による特定手続の特例)	改正案
	期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずる!(デジー・ディー・ジョン)	第一号の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相	方式に違反してい	2   持許庁長官は、前頃の政令で定める手続が司頃の規定による   1   1   1   1   1   1   1   1   1	省令で定めるところこよう、求めなければないない。 とを 当記刊終をした日から正今で気める其間内は 近商産業	並不	ו מא	の	第七条の特定手続等のうち特許出願その他の政令で定める手続を(書面の批当にある手続等)	(書句)是出こよる手売等/	令で定める事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファ	た事項、当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政	クの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録され	3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続等が磁気ディス		2 第三条第三項の規定は、前項の規定により行われた特定手続		録しておくことができる物を含む。以下同じ。) の提出により	_	手続等」という。)については、政令で定めるところにより、	は審査官に対する手続であって政令で定めるもの (以下「特定	第六条 手続をする者は、特定手続その他特許庁長官、審判長又	(磁気ディスクによる特定手続等)	現

すべきことを命ずることができる。

とができる。

3 第八条 特許庁長官は、特定手続その他特許庁長官、 2 5 それ以外の特定手続等にあっては当該書面に記載された事項を 行われたときは、特定手続(前条第一項の政令で定める手続を 審査官に対する手続であって政令で定めるもの(以下この項及八条)特許庁長官は、特定手続その他特許庁長官、審判長又は ればならない。 び次項において「特定手続等」という。) が書面の提出により (書面に記載された事項のファイルへの記録等) 通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなけ (略) )にあっては同項の磁気ディスクに記録された事項を、 (略) 第八条 3 2 5 商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければ以外の特定手続等にあっては当該書面に記載された事項を、通ディスクに記録された事項その他の政令で定める事項を、それ ならない。 ときは、 ときは、前条第一項の政令で定める手続にあっては同項の磁気八条(特許庁長官は、特定手続等が書面の提出により行われた(書面に記載された事項のファイルへの記録等) (略) (略)

特許法等の一部を改正する法律 (平成五年法律第二十六号) (附則第十四条関係)

二 第 項 十 条 第 2	9四十条第 (略	第三十九条(略)	第三十七条(略)	2 前項の場合において 2 前項の場合において 2 前項の場合において 年法律第五十一号)の 年法律第五十一号)の 年法律第五十一号)の によりなおその効力を によりなおその効力を によりなおその効力を では図面の訂正並びに では図面の目でもいて である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	
に準用する。 、前項の審判の請求及び第三項の規定は	臣)	딸)	딸)	規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定め、現金の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、では図面の訂正並びに特許法等の一部を改正する法律のは、の場合において、この法律の施行後に請求されて、この法律の施行後に請求されて、この法律の施行後に請求されて、この法律の施行後に請求されの条 (略) この法律の施行後に請求されば図面の訂正並びに特許法等の一部を改正する法律の条 (略) は関係の規定による実用新案法の改正に伴う経過措に対する。	改 正
する特許法第百五十三条項又は次条において準用の審判の被請求人は、前第四十八条の十二第一項2 第三十七条第一項又は	(略)	(略)	(略)	規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。	案
二 第 項 円 十 条 第	一項 第四十条第	第三十九条	第三十七条	2 第四条 (第三条の規定 )	
2			_		
に準用する。 、前項の審判の請求及び第三項の規定は 2 第三十七条第二項	(略)	(略)	(略)	の 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	現

的とするものに限る。 書に添付した明細書又は された期間内に限り、 第二項の規定により指定 てしなければならず、 た明細書又は図面に記載 の訂正は、 とができる。ただし、そ 図面の訂正を請求するこ つ、次に掲げる事項を目 した事項の範囲内におい 範囲の減縮 実用新案登録請求の 願書に添付し 願 か

審判長は、第一頁の答の釈明 田りようでない記載二 誤記の訂正

びに第百六十四条第一項開発第三項及び第四項並出条第三項及び第四項並まで並びに特許法第百二十十条、第百二十八条、まで並びに特許法第百二十二十十十条、第百二十八条、まで並びに特許法第百二十十十条、第二項から第四項

5

ができる。

当事者を尋問すること

審判長は、審判に関し

第二項の規定により指定 的とするものに限る。 てしなければならず、 の訂正は、願書に添付し 図面の訂正を請求するこ 書に添付した明細書又は された期間内に限り、願 つ、次に掲げる事項を目 た明細書又は図面に記載 とができる。 した事項の範囲内におい の釈明 範囲の減縮 誤記の訂正 明りようでない記載 実用新案登録請求の ただし、そ か

ができる。

当事者を尋問すること

審判長は、審判に関し

(略)	(略)	    第六十条 	(略)	(略)	第六十条
(略)	(略)	八条 及び第五十 七条	(略)	(略)	八 条 第五十七 十 十
(略)	(略)	第五十六条	(略)	(略)	第五十六条
(略)	(略)	第二項 項及び の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(略)	(略)	第二項 項及び び条
(略)	(略)	第二項第五十五条	(略)	(略)	第五十五条
(略)	(略)	第四十一条	(略)	(略)	第四十一条
に準用する。			の規定は、第二項の場合に準用する。この場合は」と読み替えるものとする。 のおされていない請求四十八条 第一項第一号の場合は」 がされていない請求四十八条 第四十条第二項の審判にお のとする。 のとする。 のとする。		

3	別	別	<b></b>
	別表第九号	別表第五号	第 六 十 一 条
案面一十	号	号	条
実用新案法第四十条第五項後段の規定は又は図面の訂正については、第二項にお七条第一項又は第四十八条の十二第一項平成十一年改正法の施行前に請求され	(略)	(略)	法人の代表者又は法人の代表者以は人の代表者又は人の代表者又は人の代理人、第五十八条の違反行為を 以は人に対し、第五十六 の罰金刑を科する。 の罰金刑を科する。 の罰金刑を科する。
第四十条第五項後段の規定は、適用しない。訂正については、第二項において読み替えられた旧又は第四十八条の十二第一項の審判における明細書年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十	(略)	(略)	法人の代表者又は法人若しくは人の代表者又は法人若しては人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の他の従業者が、その法人の他の従業者が、その法人の世界方に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者をして当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本一の罰金刑を入いの罰金刑を、その人に対して各本一の罰金刑を入いの罰金刑を、その人に対して各本人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して当該各号で定める罰金刑を入いた。第五十六条第二項一の罰金刑と対象を対して各本人に対して各本人に対して、の間金刑を利力に対して、の間金刑を対して、の間金刑を対して、の間金刑を対して、の間金利を対して、の間金利を対して、の間金利を対して、の間金利を対して、の間金利を対して、のに対して、のは、のに対して、のは、のに対して、のは、のに対し、のに対して、のは、のに対して、のは、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のは、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のに対して、のは、のに対し、のに対し、のに対し、のに対して、のに対し、のに対して、のに対しないのに対しないが、のに対して、のに対して、のに対しないのに対しないのに対しないが、のに対して、のに対して、のに対しないが、のに対して、のに対しないのに対して、のに対しないのに対しないのに対しないのに対して、のに対しないのに対しないのに対しないのに対しないのに対して、のに対しないのに対しないのに対しないのに対しるのに対しないのにはないのにはないのにはないのにはないのにないのにはないのにはないのにはな
	別表第九号	別表第五号	第 六 十 一 条
	(略)	(略)	法人の代表者又は法人 で用人その他の代理人、 が、その法人又は人の代理人、 が、その法人ときは、行為者 の罰金刑を対し、第五十六 の記人に対し、第五十六 の記人に対し、各本条 の罰金刑を科する。
	(略)	(略)	法人の代表者又は法人若しくは人の代現ける規定の違反行為をしたときは、行為者をして当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本のの他の従業者が、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して当該各号で定める罰金刑を入っの、第五十六条第二項、一億円以下の罰金刑を利する。  「第五十七条又は法人若して当該各号で定める罰金刑を入に対して各本人に対して各本人に対して各本人に対して各本人の人に対して各本人に対して当該各号で定める罰金刑を入るの間金刑を入るの間金刑を入るの間金刑を入るの代理人、使用人その他の従業者が、その法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の代表者又は法人若し、

特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十六号)(附則第十五条関係)

改正案	現 行
並氷	第九条 (略)の経過措置)の経過措置)(平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願について(平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願について)を開り、則
は等り「REVELL 6 は単〜平成」「Fは単領」「Book」「中の規定による登録異議の申立てはできないものとし、特用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条「前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧	特円は何に置い見ごに省変で用所で登録されていってで用所で一項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、新々用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実
の規定は、適用しない。  「平成十一年改正法」という。)第五章の規定を当該実用「平成十一年改正法」という。)第五章の規定を当該実用「平成十一年改正法」という。)第五章の規定を当該実用「平成十一年改正法」という。)第五章の規定を当該実用については、平成十一年改正法の施行の際現に特許方に「正成十一年改正法」という。)による改正後の特許法(以下法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下	登録がされた場合に準用する。
行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあってに一請求項につき五百円を加えた額(昭和六十二年改正法の施規定により登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円4 第二項において準用する平成十一年改正特許法第百十三条の3 (略)	実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあっては、一件ににつき五百円を加えた額(昭和六十二年改正法の施行前にした登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円に一請求項4 第二項において準用する新々特許法第百十三条の規定により3 (略)
はらない。 円の範囲内において政令で定める額の手条第一項の規定による参加を申請する者数料を、同項において準用する平成十一世につき五千五百円)の範囲内におい	て政令で定める額の手数料を納付しなければならない。よる参加を申請する者は一件につき五千五百円の範囲内におい、同項において準用する新々特許法第百十八条第一項の規定につき五千五百円)の範囲内において政令で定める額の手数料を
した場合に準用する。  する平成十一年改正特許法第百十四条第二項の取消決定が確定   5    平成十一年改正特許法第七章の規定は、第二項において準用   ればならない。	許法第百十四条第二項の取消決定が確定した場合に準用する。 新々特許法第七章の規定は、第二項において準用する新々特

第二項において準用する改正特許法第百十九条 ( 改正法附則第 おいて準用する特許法第百七十四条第一項から第四項までにお において準用する同法第五十九条において、 おいて、 二項中「査定又は審決」とあるのは「登録異議の申立てについ とあるのは「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第 第五十九条第一項、 の申立て」という。 百十三条の規定による登録異議の申立て(以下単に「登録異議 規定による改正後の特許法(以下「改正特許法」という。 という。)附則第九条第二項において準用する改正法第二条の 部を改正する法律(平成六年法律第百十六号。 十七条中「実用新案登録又は審決」とあるのは「特許法等の た行為に対する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五 規定による登録異議の申立てに関し第二条の規定の施行後にし おいて準用する場合を含む。 ての決定」と、平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条に 条第五項において準用する改正特許法第百七十四条第 第四十一条において準用する特許法第百六十一条の三第三項 それぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条 一項にお 第十三条において準用する特許法第五十九条において ١J て準用する平成十 )についての決定」と、平成五年旧実用法 第六十三条及び第六十四条中「この法律」 において準用する改正特許法 一年改正特許法第百十三条の 又は第四十五条に 以下「改正法」 )第 6

6

ぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条第二項にお 規定による登録異議の申立て (以下単に「登録異議の申立て」 改正後の特許法(以下「改正特許法」という。)第百十三条の する場合を含む。 において準用する改正特許法第百七十四条第一項において準用 いて準用する改正特許法第百十九条 ( 改正法附則第九条第五項 する特許法第百七十四条第一項から第四項までにおいて、それ 用する同法第五十九条において、 条において準用する特許法第百六十一条の三第三項において準 定又は審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定」 第一項、 という。)についての決定」と、平成五年旧実用法第五十九条 附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による る法律 (平成六年法律第百十六号。 実用新案登録又は審決」とあるのは「特許法等の一部を改正す する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五十七条中「 登録異議の申立てに関し第二条の規定の施行後にした行為に対 「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第二項中「査 十三条において準用する特許法第五十九条において、 第二項にお 平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条において、第 第六十三条及び第六十四条中「この法律」とあるのは いて準用する新々特許法第百十三条の規定による )において準用する改正特許法」とする。 又は第四十五条において準用 以下「改正法」という。) 第四十一

弁理士法 ( 大正十年法律第百号 ) ( 附則第十六条関係 )

改正案	現
ノ他ノ事務ヲ行フコトヲ業トス大臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理並ニ此等ノ事項ニ関スル鑑定其新案、意匠又ハ商標ニ関スル異議申立又ハ裁定ニ関シ通商産業ハ国際登録出願ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項及特許、実用第一条 弁理士ハ特許、実用新案、意匠若八商標又八国際出願若	コトヲ業トスキ事項ニ関スル鑑定其ノ他ノ事務ヲ行フキ事項ノ代理並ニ此等ノ事項ニ関スル鑑定其ノ他ノ事務ヲ行フ標ニ関スル異議申立又ハ裁定ニ関シ通商産業大臣ニ対シ為スベ標ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項及特許、実用新案、意匠又ハ商第一条 弁理士ハ特許、実用新案、意匠若八商標又八国際出願ニ
電点 電点 電点 では では では では では では では では では では	取消シ又ハ更正セサルトキハ自ラ之ヲ為シタルモノト看做ス述ヲ為スコトヲ得其ノ陳述ハ当事者又ハ訴訟代理人カ直ニ之ヲル事項ニ付裁判所ニ於テ当事者又ハ訴訟代理人ト共ニ出頭シ陳号)ノ規定ニ依ル国際出願(以下単ニ国際出願ト称ス)ニ関ス約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十第九条(弁理士八特許、実用新案、意匠若八商標又八特許協力条
2 (略)	2 (略) 、

登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第十七条関係)

							민	
十四の	■ を 登除 る	■     ■  は の   か 変 回 付	\$	十四四第	- + =	、登 指記、定	別 表 第 一	
十四の二~四十九	登録の 抹消	から・までの登録に変更の登録(これら回復の登録、仮登録、仮登録、	(略)	への登録を除く商標権の登録(	三 (略)	指定又は技能証明の事項記、登録、特許、免許、	第九条、第十条、第九条、第一条、第八条、第十条、	改
(略)		■から■までの登録に該当するものは変更の登録(これらの登録のうちの回復の登録又は登録の更正若しく付記登録、仮登録、抹消した登録		(の標権の信託の登録を含み、		の事項の事項、	第二十四条関係)ポ十条、第十三条、第十五条課税標準及び税率の表(第二	正
				託の登		認可	場係)第の	
	の     待     数         集	の  商  件  標 数  権  等	(略)	録を含み、		課 税 標 準		案
	き 千件 円に つ	き -  千 件 円 に つ	(略)	国 際 登 録		税 率	第十九条、第五条、	
					ı			
十四の	■   を   ・	*   は の  の   *  は の  の   か  か  の  好  登	■   ■  の 八 の 十	一四		、登 指記、	別表	
十四の二~四十九	登録の抹消を除く。	■ はの は変更の 関変更の 野の で登録 の の の の の の の の の の の の の	の商標管理人の個 (略) (略)	商標権の登		足又は技能を	第九条、第課税範囲、	
/		の一又仮登しは登	の在い十和選外で七三	の 登 録	(略)	能特証許明	宋 世	現
九 (略)		の登録に該当する (これらの登録の更正な 仮登録、抹消しる	人の選任又はその5人の選任又はその5人で準用する特別で、1十七条第二項(は日本の第二項(は日本の第二項)が	録	略)	の免事で	ボ	現
		<ul><li>から・までの登録に該当するものは変更の登録(これらの登録のうちの回復の登録又は登録の更正若しく附記登録、仮登録、抹消した登録の登録</li></ul>	の商標管理人の選任又はその代理権八条第三項(在外者の特許管理人)の準用)において準用する特許法第十七号)第七十七条第二項(特許法)商標法(昭和三十四年法律第百二〇一の標)(略)	録	略)		ボ	現
	の件数高標権等		選任又はその代理権外者の特許管理人と、「準用する特許管理人」に条第二項(特許法第七条第二項(特許法第二項(特許法別)	録	略)	許可	宗、第二十四条関係) 第十条、第十三条、第十三条、第十三条(第二四、課税標準及び税率の表(第二	現
	の件数   き千円   同標権等   一件につ	での登録に該当するもの () これらの登録のうち () これらの登録のうち () では登録の更正若しく () の件数 () では登録の表子円 () では登録であるもの () では登録であるもの () では登録であるもの () ではいる。 () で	選任又はその代理権で準用する特許管理人で非用する特許法第で非法第二項(特許法第一、特許法第一、	の登録(商標権の信託の登録を含む。)	略)	許可、認可	ボ	